

# 「請願の趣旨説明」拒否に対する弁明を求める請願書

松山市教育委員会 様

2015年10月30日

請願団体  
えひめ教科書裁判を支える会

## 【請願の趣旨及び理由】

### 1. 請願者の「請願の趣旨説明」を拒んだ(委員会会議)「10月定例会」の事実経過

私たち主権者たる当該請願者(以下「請願者」という。)らは、10月6日付けで「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」(以下「請願書」という。)を貴委員会に提出しました。

請願書は、10月17日に開催されました第10回松山市教育委員会定例会の議案等番号請願第7号として審議されました。なお、請願第4号、同5号、同6号、同8号も合わせて審議されました。

請願者らが提出しました請願書には、【「請願事項」の法的根拠】を記載していました。その要旨は、次のとおりです(詳細は、請願書3～5頁)。

- ① 憲法16条が保障する請願権とは、15条における間接参政権的「主権の行使」の不十分さを直接参政権的方法をもって補うためのもの一制度で、「主権の代理人」らが行う個々具体的な「公務」に対して、主権者が監視・追及し、是正を求めていく、そのような「主権の直接的行使」を保障するために設けられた条項であること。
- ② 請願法にいう「請願の誠実な処理義務」の具体的形は、「誠実な審議・説明・報告義務」であること。
- ③ 日本国憲法下において、地方自治体の一般行政・教育行政は主権者たる住民による自治―「住民自治」を原理・原則としていること。自治体教育行政においては、住民は主権者であるだけでなく、その主権を「代理人」に委託することなく、より直接的に行使し得る「法的地位」を有していること。自治体教育行政は、代議制民主主義・間接民主主義型システムではなく、住民全員の直接民主主義、参加型民主主義システムを可能な限り取り入れることを憲法上、要請されていること。

以上の理由及び法的根拠に基づき、請願者らは、この審議に際して、「請願事項」として要請していた「請願の趣旨説明」を行うことを定例会の会場で求めました。なぜならば、

請願者(主権者)は、会議において請願の趣旨説明を行う権利を有しているからです(詳細は、別紙「請願者は、会議において請願の趣旨説明を行う権利を有している」)。

しかし、山本教育長らは、委員らがすでに請願書を読んできているのでその必要はないとの理由で請願者らの「請願の趣旨説明」の求めを認めませんでした。

請願者らは、この貴会の措置に対して、委員らは、請願を審議するためには請願の内容を正確に理解しておく必要があること、請願法5条には「誠実に処理しなければならない」と規定していることなどを含めて前記①～③が保障する主権者兼請願者が有している権利を認めない貴会の権限などの法的根拠を示すように求めました。しかしながら、ご存じのように山本教育長からは、それを全く示すことができませんでした。

## 2. 請願権などに基づく求め

よって、憲法16条の請願権及び請願法第5条に基づき、以下の事項に対する弁明を求めますので、自らに課されている法的義務を誠実に履行するよう強く要求します。

なお、請願者の「請願の趣旨説明」を拒んだ貴会の山本教育長らの貴会が行った措置は、請願者らの会議における請願の趣旨説明を行う権利を侵害する行為に他なりません(参照:別紙「請願者は、会議において請願の趣旨説明を行う権利を有している」)。よって、再び当該請願書の審議において同様の措置を講じる場合は、貴会に対して法的措置を講じることを検討していることをお知らせしておきます。

### 【請願事項】

- 1, 主権者たる請願者らが、憲法・請願法・地方自治法を根拠に請願していた「請願の趣旨説明」を行う権利を拒否し得る貴会の権限の法的根拠を示すこと。
- 2, 次回の貴会定例会において、当該「請願の趣旨説明」のための十分な時間を確保すること。

以上

### 添付資料

別紙「請願者は、会議において請願の趣旨説明を行う権利を有している」